

令和6年8月30日

組合員及び被扶養者 各位

裁判所共済組合本部

令和6年台風第10号に伴う災害の被災者に係る被保険者証  
等の提示等について（お知らせ）

標記の災害により、組合員や被扶養者が組合員証等を紛失し、保険医療機関等に組合員証等を提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先及び勤務先を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより受診できる取扱いが講じられています。

また、組合員証等を紛失した場合、速やかに再交付の手続を行う必要がありますので、所属の共済組合係にお問合せください。